

## 兵庫医療大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2019（令和元）年度大学評価の結果、兵庫医療大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2020（令和2）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとする。

### II 総評

兵庫医療大学は、学校法人の建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」に則り、「教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の進展に寄与すること」を大学の使命としている。教育理念として「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する」ことを定め、薬学部・看護学部・リハビリテーション学部の3学部にこれを基礎とする研究科を有する医療系大学として、教育研究活動を展開してきた。2017（平成29）年度には次の10年の目標を「兵庫医療大学将来ビジョン（HUHS vision 20）」として公表し、医療専門職者としての高い専門性と人間力の醸成、地域社会との双方向の教学実施による社学連携などに注力して取り組んでいる。

教育において、同一法人内に設置された兵庫医科大学と連携し、学部横断的に、また学年縦断的に多職種連携教育プログラムを整備しており、学生が早期から多職種連携の重要性を認識し、医療現場に必要な能力を涵養していることは評価できる。また、社会と大学の連携を重視し、「社学連携推進機構」を中心に医療系の特色を生かした商品開発等に地域企業・行政と教職員・学生が取り組んでいることは、地域に根付いた大学の活動として評価できる。

一方で、改善すべき課題も見受けられる。研究科では教育等の改善を目的としたファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動が行われていないため、適切な取組みが求められる。また、薬学部においては標準修業年限内に卒業できない学生が多く、全国平均に比して、国家試験合格率が低い状況にあり、大学としてもこれに対応すべく改善方策を講じているが十分な成果が見られないため、有効な学習支援が必要である。さらに、こうした課題を改善し、教育等の大学の諸活動の質を保証するための内部質保証についても、2019（令和元）年度に「内部質保証委員会」を新設したも

の、これまで内部質保証の推進に責任を負っていた「大学協議会」との役割分担が不十分であるため、内部質保証体制を整備し、機能させることが求められる。

開学以来、同一法人内に設置された兵庫医科大学と連携し、医療系の包括的な高等教育を実施しており、そのためにふさわしい教育体制や施設・設備、病院等の医療教育資源を有し、地域の医療充実と医療人材の養成に尽力している。今後は、この特長を生かすとともに、教育の質を保証し、社会への説明責任を果たすことが期待される。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

学校法人の建学の精神に則り、「人の心を大切にする医療、総合的視野と経験に裏付けられた信頼されるチーム医療、そして多様化するライフスタイルに対応できる地域に密着した医療を担える人材を世に送り出すこと」を大学の目的として適切に定めている。また、各学部の教育理念、教育目的、教育目標及び各研究科の理念・目標についても、ホームページを通じて、教職員、学生及び社会に対して適切に公表している。2018(平成30)年度からは、「学校法人兵庫医科大学第3次中期事業計画(2018～2022)『未来への挑戦 - 新たなるステージへ - 』(以下「第3次中期事業計画」という。))」を策定し、大学の理念・目的及び各学部・研究科における目的等を計画的に実現する体制を構築するとともに、2017(平成29)年度には「兵庫医療大学将来ビジョン(HUHS vision 20)」を策定している。同ビジョンでは、チーム医療の教育の充実、専門性や人間力の醸成、ヘルスサイエンスの深化と創出、地域社会との連携等基軸となる項目に関する具体的な計画を定めており、これに基づく活動を展開している。

#### ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

学校法人の建学の精神である「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」に則り、「教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成し、もって人類の福祉に貢献し、医療の進展に寄与すること」を大学の使命としている。また、「人の心を大切にする医療、総合的視野と経験に裏付けられた信頼されるチーム医療、そして多様化するライフスタイルに対応できる地域に密着した医療を担える人材を世に送り出すこと」を大学の目的としている。これを達成するために大学全体の教育理念を「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成する」とし、「幅

広い教養と心豊かな人格の育成」「関連分野とのボーダレスな教育環境のもと、専門性の高い知識と技術の修得」「優れたコミュニケーション能力を基礎とした、チーム医療・地域医療を担える資質の育成」「次世代の医療科学を担う創造性と国際性の涵養」の4つを教育目標として明確に定めている。

大学全体の教育理念や教育目標に基づき、各学部においても、専門分野に応じて具体的に教育理念や教育目標、教育目的を定めている。また、大学院についても、各研究科において、それぞれ教育理念や教育目標、教育目的を定めている。

これらのことから、大学及び各学部・研究科の理念・目的は、次世代を担う医療人育成を目指す高等教育機関としてふさわしく、相互に深く連関しており、適切である。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の使命・目的・目標及び学部・研究科の目的は、学則に明示している。この学則に加えて、学校法人の建学の精神、大学のミッション・使命、教育理念及び教育目標はホームページにて教職員、学生及び社会に対して公表している。各学部の教育理念、教育目的、教育目標及び各研究科の理念・目標についても、ホームページを通じて、教職員、学生及び社会に対して適切に公表している。

学生に対しては、『学生ハンドブック』に建学の精神及び教育理念を掲載し、周知を図っている。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現させるため、以前から中期事業計画を策定しており、現在は「建学の精神」「目指す姿」「基本コンセプト」「戦略」「施策」から構成される、「第3次中期事業計画」に基づき活動している。

また、「兵庫医療大学将来ビジョン (HUHS vision 20)」において、開学10周年を迎えた2017(平成29)年度に、開学20年目の到達目標として、「西日本を代表する医療総合大学としての教学基盤の確立」を定め、同一法人内に設置された兵庫医科大学との協働によるチーム医療の教育の充実、専門性や人間力の醸成、ヘルスサイエンスの深化と創出、地域社会との連携等基軸となる項目を提示し、具体的な行動計画を学部・研究科・「共通教育センター」ごとに示し、取組み方針を策定している。

あわせて、このビジョンに沿って、各学部・研究科の到達目標、ビジョン、アクションプランを策定し、公表している。その取組み内容について、学内では「学校法人兵庫医科大学大学連携協議会」、学外では「兵庫医療大学社学連携アドバイザ

リーボード（以下「社会学連携アドバイザーボード」という。）等の会議において検証する体制を構築しており、適切である。

## 2 内部質保証

### <概評>

内部質保証のための全学的な方針として、「兵庫医療大学内部質保証方針」を定め、内部質保証の体制については、「兵庫医療大学の内部質保証に関する規程（以下「内部質保証に関する規程」という。）」を定めている。2019（令和元）年度から内部質保証の推進に責任を負う組織として「兵庫医療大学内部質保証委員会（以下「内部質保証委員会」という。）」を設立し、各部局は年度ごとに点検・評価を行い、その結果を同委員会に報告し、同委員会は各部局に必要な改善指示を出すことでPDCAサイクルを機能させる体制を構築した。しかし、「大学協議会」と「内部質保証委員会」の役割分担・連携ができていないため、「内部質保証委員会」の担う役割を明確にし、関係する会議体との有機的な連携による内部質保証システムを機能させるよう改善が求められる。また、教育研究活動の目的、3つの方針、内部質保証方針を含めた各種方針、年間の授業計画やシラバス、国家試験の合格率や進学・就職者数、学生生活支援体制等をホームページで公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

#### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、「兵庫医療大学内部質保証方針」を定めており、同方針において大学の考える内部質保証として、「大学の目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスを実現するため、組織、教育・研究活動及びその支援、学生の受入れ、修学・生活・進路支援、教育・研究環境の整備、管理運営・財務等に関する取組について点検・評価し、教育研究機関としての質の改善・向上を図り、大学自らの責任において説明・証明する体制を構築し、運用する」ことを定めている。この方針は、ホームページで公表している。

内部質保証の手続については、「内部質保証に関する規程」を定め、「内部質保証委員会」を2019（令和元）年度に組織し、今後学内の内部質保証に関する基本方針及び方策、それらに関する審議・実施内容を学長に報告し、学長から同委員会へフィードバックするというプロセスを示している。

このように、全学的な内部質保証に関する規程を整備し、方針及び手続を適切に明示している。

#### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証の推進に責任を負う組織として、2018（平成 30）年度までは「自己点検・評価委員会」及び「大学協議会」を置いていた。2019（令和元）年度より、「自己点検・評価委員会」を廃止し、新たに「内部質保証委員会」を設置した。

「内部質保証に関する規程」において、「内部質保証委員会」の構成メンバーは、副学長、学部長、共通教育センター長、研究科長、教務部長、学生部長、神戸キャンパス事務部長、その他学長が委嘱する者と定められ、内部質保証体制の整備・運用・検証及び改善方策の立案を行うとともに、自己点検・評価活動に係る方針の策定や点検・評価結果を踏まえた各部局への改善指示等を行うことが役割として定められている。

ただし、同規程では、「部局委員会」の設置について定められているが、「部局委員会」が所掌する範囲を明示しておらず、点検・評価の結果を「内部質保証委員会」に報告し、同委員会から改善・指示を受けるプロセスが明確になっていない。前述のように、2019（令和元）年度に「内部質保証委員会」を設置し、新たな内部質保証体制を構築したが、「大学協議会」と「内部質保証委員会」との役割分担や連携ができていないため、内部質保証システムを有効に機能させるための仕組みの整備が望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））の整備に関しては、従来、内部質保証の推進責任を負っていた「大学協議会」のもとで大学としての3つの方針を定め、これに整合するように各学部・研究科の3つの方針を策定した。

これら、3つの方針に基づき展開される教育活動に対し、2018（平成 30）年度までは学部・研究科や大学内の各種委員会等の各部局が点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っていた。各部局の点検・評価の結果、重要な事項及び認証評価機関からの指摘事項等については「大学協議会」で審議し、同協議会が各部局に対し、改善の指示をすることで全学的なPDCAサイクルを機能させてきた。2019（令和元）年度からは、各部局が年度ごとに点検・評価を行った結果を新たに設けた「内部質保証委員会」に報告し、同委員においては改善を要する事項を抽出し、改善方法を検討し、各部局に必要な改善指示を行うこととしている。しかし、「大学協議会」と「内部質保証委員会」の役割分担を明確にしていないことから、両会議体から各部局に改善が指示される仕組みとなっている。さらに、各部局による年度の点検・評価の結果は翌年度に「内部質保証委員会」に報告されることから、点検・評価の結果を翌年度の計画に反映できないため検討が望まれる。これらのことから、各部局のマネジメントを含めた「内部質保証委員会」の担う役割を明確に

し、関係する会議体との有機的な連携による内部質保証システムを機能させるよう改善が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動の目的、3つの方針、内部質保証方針を含めた各種方針、年間の授業計画やシラバス、国家試験の合格率や進学・就職者数、学生生活支援体制等をホームページで公表している。また、財務諸表、学生による授業評価、大学認証評価、分野別認証評価の結果についてもホームページを通じて公表している。くわえて、教育・研究活動を年報として公表している。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2018（平成30）年度までは、「大学協議会」が内部質保証推進の役割を担っていたが、その役割や方針、手続を規定していなかったため、内部質保証システムを見直し、新たに方針及び規程を制定した。

また、2019（令和元）年度に設置した「内部質保証委員会」において、内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価は学長が主導することとなっており、今後、適切な点検・評価を行っていくことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 各学部・研究科等で点検・評価した結果を「大学協議会」で審議し、改善を指示するPDCAサイクルを運用していたが、2019（令和元）年度より内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証委員会」を新設したことにより、双方の会議体から改善が指示される体制となっており、内部質保証における組織の役割分担・連携ができていない。「内部質保証委員会」の役割を明確にし、内部質保証体制を整備したうえで、これを有効に機能させるよう改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

大学の理念・目的の実現に向け、3つの学部（薬学部・看護学部・リハビリテーション学部）に加え、各領域における学識と専門性を高めるために学部を基礎とする研究科を設置している。また、全学的に必要な共通領域の教育をサポートする組織として「共通教育センター」を設置している。教育研究組織の適切性の点検・評価について、学部・研究科・委員会等の各部局が点検・評価を行い、その結果を「大学協議会」

に報告し、同協議会が全学的な点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善の指示を各部局に出している。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教育研究組織の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

薬学部医療薬学科、看護学部看護学科及びリハビリテーション学部理学療法学科・作業療法学科の3学部に4学科を設置している。さらに、各領域の専門性を発展させる研究科として、薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科の3つの研究科を設置している。これらの学部・学科及び研究科は、大学のミッションに掲げる医療専門職者の育成に則した教育研究組織である。

全学的に必要な共通領域の教育をサポートする組織として「共通教育センター」を設置している。また、同一法人内の大学である兵庫医科大学との連携を図るため、「学校法人兵庫医科大学大学連携協議会」を置き、教育面の合同授業や臨床実習について連携・調整を図るため、法人内に「医療人育成研修センター」を設置している。これらの組織は、大学の教育目標であるチーム医療を推進する組織として有効に機能しているといえる。

看護学研究科及び医療科学研究科では、臨床実践家の育成プログラムである文部科学大臣認定職業実践力育成プログラム（BP）コースを開設し、中医薬の研究と普及を推進する日中三大学連携による中医薬孔子学院、看護のガイドライン作成に向けたシステマティックレビューを構築するための国際的センターである「JBI-Kobe Center of Excellence」を設立している。これらの研究科におけるプログラムは、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮して設けられた組織といえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価について、学部・研究科・委員会等の各部局が点検・評価を行って「大学協議会」に報告し、同協議会が全学的な点検・評価を行ったうえで改善の指示を各部局に出していた。

2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教育研究組織の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

大学の使命、教育理念及び教育目標に基づき、学部・研究科それぞれで学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を適切に定めている。教育方法については、学部では学生の主体的参加を促す授業形態として、PBL (Problem Based Learning)、TBL (Team-Based Learning)、グループ学習、プレゼンテーションを授業に採り入れ、学生数の多い薬学部や看護学部では、演習等でクラス分けを行い、1授業あたりの学生数を適切に保っている。多職種連携教育は全学的・体系的に取り組んでおり、兵庫医科大学との連携を含めさまざまに医療専門職を包含した多職種連携の必要性や運営方法に関して実践的な教育を行っており、高く評価できる。大学院ではコースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムをそれぞれの研究科で編成しており適切である。成績評価、単位認定及び学位授与については、学部はシラバスに成績評価方法及び基準を示し、単位認定については、承認・報告の流れが定められ、組織的に適切に行っている。学習成果の把握・評価は学部・研究科ごとに行っているが、全学的なマネジメントを機能させ、学部全体、大学院全体として、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に努めることが望まれる。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価については、各学部・研究科が中心となって点検・評価を行い、その結果を「大学協議会」に報告し、同協議会は全学的な点検・評価を行い、改善に取り組んでいる。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

##### ① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の使命、教育理念及び教育目標に基づき、学部全体及び大学院全体の学位授与方針を定めている。学部全体の方針では、「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者の資質をもった」学生に学位を授与すること、大学院全体の方針では、「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、社会や医療分野におけるさまざまな課題を解決するための研究する心と力を修めた」学生に学位を授与することを定めている。これに基づき、各学部・研究科において学習成果を明示した学位授与方針を策定している。なお、リハビリテーション学部では複数の学位を授与しているため、学位ごとに方針を定め、看護学研究科及び医療科学研究科ではコースごとに方針を定めている。

このことから、学部全体及び大学院全体の学位授与方針と各学部・研究科の学位授与方針は、概ね整合しているといえる。

いずれの学位授与方針についても、ホームページで公表しているほか、『教務便覧』『大学院便覧』に掲載し、学生への周知を図っている。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針を踏まえ、学部全体及び大学院全体の教育課程の編成・実施方針を定めている。学部全体の方針では、「大学での学びに必要な学習方法や基本的能力を修得する科目および医療専門職者として必要な専門領域以外の自然科学、人文科学、語学などの多彩な教養科目を開講」し、「チーム医療関連科目をはじめとする専門科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組合せた授業を開講」することを定めている。これに基づき、各学部・学科の教育課程の編成・実施方針を定めており、いずれも「編成方針」及び「実施方針」を示すことで教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を明示している。また、薬学部では、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の連関をループリックを用いて、学生に明示している。

大学院全体の教育課程の編成・実施方針のもと、各研究科・課程の方針を定めており、いずれも学部と同様に「編成方針」及び「実施方針」を示すことで、それぞれの分野の特性に応じた教育課程の編成・実施に関する基本的な考え方を明示している。

いずれの教育課程の編成・実施方針についても、ホームページで公表しているほか、『教務便覧』『大学院便覧』に掲載し、学生への周知を図っている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部の教育課程は、各学部とも国家試験受験資格と関連した薬学教育モデルコアカリキュラム、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則に準拠した科目を設定しており、国家試験受験資格取得を考慮した教育課程となっている。また、それぞれの科目の順次性及び体系性を保つため「履修系統図」を作成しており、学年の進行に伴い、系統的に学修を進めることができるように配慮している。さらに、学部の特色ある科目として初学者の学びをサポートする「アカデミックリテラシー」を入学直後に開講し、多職種連携を実践できる資質の育成をするために1年次の「早期臨床体験実習」、2年次の「チーム医療概論」、4年次の「チーム医療論演習」を、学部を超え履修するように配置することで兵庫医科大学と連携した多職種連携教育を実践しており、方針に沿って医療専門職を育成する教育課程として適切に編成していることは高く評価できる。看護学部及びリハビリテーション学部では保健師助産師看護師学校養成所指定規則、理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則に即して基礎分野、専門基礎分野、専門分野の科目を適切に設置しており医療専門職を育成する教育課程として適切である。

大学院の教育課程については、いずれの研究科においても、コースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムを編成しており、看護学研究科及び医療科学研究科（修士課程）では、「修士課程共通科目」「看護学研究科共通科目」又は「医療科学研究科専門基礎科目」、各研究科「専門科目」を配置している。また、薬学研究科（博士課程）の教育課程では、「専門基礎科目」「専門演習科目」「研究指導科目」を配置している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

学生の主体的参加を促す授業形態として、PBL（Problem Based Learning）、TBL（Team-Based Learning）、グループ学習、プレゼンテーションを授業に採り入れており、多職種連携において必要なコミュニケーション能力や主体性を養うために、効果的な教育を行っていることは高く評価できる。学生数の多い薬学部や看護学部では、演習等でクラス分けを行い、1授業あたりの学生数を適切に保っている。また、教育委員や学生担任による履修指導を年度初めに行い、特に履修指導が必要な学生に対しては学習支援員による個別指導も行っている。

単位の実質化を図るため、CAP制を導入し、1年間に履修できる科目の単位数の上限を47単位と定めている。また、シラバスに事前・事後の取組みを明示することで学修時間の確保に努めている。

シラバスは全学共通の作成要領に沿って作成し、ねらい、教育目標、達成目標、授業計画、履修上の注意、教科書等、評価方法の枠組みに沿って記載されており、体制的なチェックを行っている。シラバス通りの授業運営がされているかは、学生による授業評価アンケートの質問項目で確認しており、全学科とも評価は高く、シラバスを活用した授業運営がなされている。授業評価アンケートの結果は科目ごとにホームページで公表をしているが、科目が限られている。

研究科においては、コースワーク科目を夜間・土日に開講することで就業学生が履修しやすい環境が提供されている。また、各研究科の『履修要項』において、研究指導のスケジュール及び方法を示し、修了までの過程を明確にしており、適切である。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

学則で定められた単位の算定基準に則った単位認定を行っている。『教務便覧』にその規程や成績評価方法及び基準を明示している。既修得単位の認定については、学部・研究科ともに「入学前の既修得単位の認定に関する規程」に則り、学部では「教育委員会」、教授会の審議を経て学長が認定し、研究科では、研究科委員会の審議を経て学長が認定しており、適切な単位認定を行っている判断できる。教育課程の編成・実施方針に成績評価の方針を掲げ、各科目ではシラバスに成績評

価方法及び基準を示している。

単位認定については、教授会で審議した後に学長が承認することとなっており、単位認定結果は「大学協議会」に報告されている。

大学院の修了認定については、学位論文審査基準を『大学院履修要項』に明示し、「兵庫医療大学大学院学位規程（以下「大学院学位規程」という。）」に則り、3名の審査員で審査を行い、修了認定の客観性及び厳格性を担保する措置をとっている。修了判定の手続は「大学院学位規程」に明示し、同規程に則って複数教員で学位論文の審査及び最終試験を行った後に、研究科委員会での審議を経て学長が認定しており、適切な審査を行っている。

なお、卒業・修了要件に関しては、入学時のオリエンテーションで『教務便覧』『大学院便覧』を用いて学生に説明している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学生の学習成果の達成度を評価するに当たり、いずれの学部も国家試験受験資格に関連する教育を行っていることから、国家試験の合格率を指標の1つとして用いている。また、卒業生の就職先にアンケート調査を依頼し、学位授与方針に示した学習成果が身につけているかを調査している。さらに、学部ごとの取組みとして、リハビリテーション学部では卒業前に4年間の学びに関する調査を行っており、学位授与方針の達成度及び教育課程の領域ごとの達成度を調査している。薬学部では、ルーブリックを用いて学位授与方針の達成度を学生自身が自己評価する取組みを行い、看護学部では、個人の学習成果に関してリフレクションシートにより、学位授与方針に示した学習成果の把握・評価を行っている。

大学院においては、研究科ごとの取組みとして、医療科学研究科では修了生に対してアンケート調査を実施して学位授与方針の達成度を評価しているほか、看護学研究科においても修了時到達度評価及び修了生へのインタビューを実施し、薬学研究科ではルーブリックを活用した学位授与方針に示した学習成果の把握・評価に努めている。

ただし、「兵庫医療大学アセスメント・ポリシー」を定め、機関（大学）レベル・教育課程（学部等）レベル、科目（授業・科目）レベルの3段階で学習成果の把握・評価を行い、その結果を「教育支援室」のIR部門が行う教学IR（Institutional Research）に活用するほか、「大学協議会」、教授会、関係委員会等への報告、検証を通じて、教育の質保証の推進への取組みに生かすとしているが、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の把握・評価については、学部ごとの取組みに加え、大学としての検証システムを構築することが望まれる。また、看護学部におけるリフレクションシートを用いた学位授与方針に示した学習成果の把握は総合的な分析が行われていないため、検証を行うことが望まれる。さらに、大学院における学位

授与方針に示した学習成果を把握・評価するための取組みは、研究科ごとの取組みであり、「研究科運営委員会」等で組織的なマネジメントを行い、大学院全体として、学習成果の把握・評価を行うよう検討することが望まれる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性の点検・評価については、各学部・研究科を中心として点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取組みを行っている。各授業科目については、授業終了後に授業評価アンケートを行い、その結果を科目責任者にフィードバックし、教授会、「教育委員会」「教育支援室」で検討し、授業評価の低かった教員に対して、指導や個別面談、授業のピア・レビューを行うなど段階的に改善する仕組みとなっている。研究科においても同様に授業評価アンケートを行い、各研究科委員会で点検・評価をしている。また、半期ごとに「修学実態調査」を行い、「教育支援室」のIR部門で分析した内容に基づいて、各学部や「共通教育センター」で点検・評価をしている。

各学部・研究科による点検・評価の結果は「大学協議会」に報告され、同協議会は全学的な点検・評価を行い、改善に取り組んでいる。

2019(令和元)年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 医療現場に求められる多職種連携による医療を学ぶため、同一法人内に設置された兵庫医科大学と連携し、医療薬学科・看護学科・理学療法学科・作業療法学科が合同で、「早期臨床体験実習」や「チーム医療概論」等の科目を通じて、少人数制のTBL (Team-Based Learning) を行っている。これらの科目・教育方法により学生が多職種連携による医療の重要性を早期から認識するとともにグループで課題を解決するために必要なコミュニケーション能力や主体性の修得につながっており、実践的な多職種連携教育を行っていることは評価できる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学部・研究科ごとに学生の受け入れ方針を適切に定め、ホームページや『学生募集要項』で公表している。

入学者選抜試験は「入試センター」の設置と同センター規程に基づき、公正に運営

している。また、「入試センター運営会議」において、募集人員や合格者数の検証と年度ごとの受験生動向の検証等、適切な管理運営を行っている。ただし、大学院では入学定員を充足できていない状況が継続しており、改善に向けた取組みを行うことが望まれる。

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「入試センター」及び各学部・研究科を中心として行い、改善に取り組むとともに、点検・評価の結果を「大学協議会」に報告し、同協議会において大学運営に関わる全学的な点検・評価を行い、その結果に基づく全学的な改善・向上に向けた取組みを行っている。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、学生の受け入れの適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

全学的な3つのポリシーを基盤として、学部全体と研究科全体の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて、学生の受け入れ方針を設定するとともに、各学部・研究科に適した学生受け入れの要件を設定している。各学部における学生の受け入れ方針には、求める学生像を示し、「必要な素養と能力」として、高等学校までに修得すべき基本的な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」の3項目を適切に明示している。また、大学院の学生の受け入れ方針は各研究科において、求める人材像を示したうえで、「入試との連関」として、「専門科目」「外国語」「面接」の3項目に整理し、それぞれの項目でどのような能力を求めているかを明示している。

学生の受け入れ方針はホームページ及び『学生募集要項』に明示し、適切に公表している。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学試験については、入学後の教育に求められる基礎学力や適性等を適確かつ多面的に評価できる複数の入学者選抜試験を併用し、公正な選抜試験を実施している。学部においては、推薦入学試験、一般入学試験及び大学入試センター試験利用入学試験を実施している。推薦入学試験においては、出身高等学校校長からの推薦書及び調査書に加え、各学部の学生の受け入れ方針に応じ、外国語や理科、小論文等の適性検査を、一般入学試験においては外国語や数学、国語、理科等の学力試験を、大学入試センター利用入学試験においては、外国語や数学、国語、理科等の科目を用いて学力を測り、面接を併用するなど総合的に実施している。研究科においては、ホームページに『学生募集要項』を一括して提示し、年間2回に分けた入学試験を実施しており、各研究科の学生の受け入れ方針に応じて、外国語及び研究

科の専門領域の記述試験及び面接を実施している。

入学者選抜試験は、学長又は入試担当副学長が統括本部長となり、副学長、各学部長及び共通教育センター長等を構成員とする「入試統括本部」のもと、入試センター長を実施本部長として、責任ある組織で、公正に実施している。

また、入学試験の運営は、「入試センター運営会議」にて協議し、実施している。入学試験制度・日程・実施体制に関しては、「大学協議会」に付議して協議のうえ、学長が決定している。

さらに、入学者選抜方法の改善策等についての調査研究、入学者選抜に係る企画・運営を行うことにより、教育研究の充実発展に寄与することを目的として設置された「入試センター」が、「兵庫医療大学入試センター規程」に基づき運営している。

**③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。**

各学部の定員管理に関しては、入学定員及び収容定員に沿って、適正な入学者数・在籍学生数の管理を行っている。看護学部では編入学制度を 2012（平成 24）年度より廃止したほか、「入試センター運営会議」において、入学定員に対する入学者選抜試験ごとの募集人員や合格者数に関して入学志願者数及び入学者数の動向等を検証することで、適切な定員管理に努めている。

また、研究科に関しては、薬学研究科及び看護学研究科において、定員を充足していない状況が継続しているため、例えば、看護学研究科や医療科学研究科では、当該分野を取り巻く環境の変化を分析し、職業実践力育成プログラムの受講者に対し、大学院進学を推奨する取組みを積極的に展開している。なお、薬学研究科においては、社会の環境変化に伴う大学院のニーズを検討し、定員充足に向けた取組みを行うことが望まれる。

**④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

学生の受け入れの適切性の点検・評価については、「入試センター」及び各学部・研究科を中心として受験生の動向調査や入試運営、実施時期等、実務レベルの点検・評価を行い、その結果に基づいた改善・向上に取り組んでいる。また、点検・評価の結果を「大学協議会」に報告し、同協議会において大学運営に関わる企画レベルの点検・評価を行い、その結果に基づく全学的な改善・向上に向けた取組みを行っている。なお、資料及び情報等の適切な根拠に基づく議論を行うために、「入試センター」で入試概要情報や志願者情報、入試種別情報、高等学校別情報等により構成される『入試データブック』を作成し、「入試センター」及び「大学協議会」

の構成員に配付している。

全学的な改善・向上の例として、入学試験実施に係る負担の軽減のために、大学間で相互に入学試験の過去問題を使用することができる「入試過去問題活用宣言」に参加し、これらの活用を、2018（平成30）年度の入学試験から開始している。

2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、学生の受け入れの適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

大学の理念・目的に基づき、求める教員像や教員組織の編制方針を示し、法人のホームページで公表している。学部・研究科ともに、法令に定められた必要数を上回る専任教員数を確保し、実務実習教育活動を含めた教育を適切に展開する体制を整備している。教員の募集及び採用は公募制で実施し、「兵庫医療大学教員選考基準」を基盤とする「教員任用に関わる基本手続」に沿って、学内昇任を含めて、適切に行っている。FD活動については、各学部及び「共通教育センター」が、定期的を開催している。ただし、研究科においてFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう改善が求められる。

教員組織の適切性については、教員の退職等で欠員が出た際に、各学部・研究科及び「共通教育センター」が検討を行い、その結果を「大学協議会」で審議しており、定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上に向けた取組みを行っているとはいえない。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教員組織の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

### ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

学校法人として求める教員像は、建学の精神である「『社会の福祉への奉仕、人間への深い愛、人間への幅の広い科学的理解』に共感し、その理念を實踐できる人材」「学生の成長、医学の進歩への貢献、病める人が癒されることなど、他者の幸せを自らの喜びとできる人材」「教育・研究・診療を3本柱とする医療総合大学の一員として、自らに課せられた明確な目標に向かって、自ら考え自ら行動すると共に、常に自己改革と組織の発展のために努力を行なう人材」と定め、法人ホームページ上で公表している。ただし、各学部・研究科の教育内容に応じた教員組織の編制に関する具体的な方針はないため、それらを策定し、明示することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

法令で定められた各職位別教員数以上の専任教員を確保し、専任教員の専門分野の構成や人員数、学位の取得率等、適正な編制を行っている。特に、高度な医療専門職者の養成に必要な実務経験豊富な教員を積極的に配置した組織を編制している。さらに、薬学部と看護学部では助教や助手等、次世代の教育を担う人材の割合が多い傾向にある。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用及び昇任に関しては、「兵庫医療大学教員選考基準」及び「兵庫医療大学教員人事に関する規程」において教員選考に当たっての資格や「教員候補者選考審査委員会」を設けるなどの手続を定め、原則として公募制による教員採用を「教員任用に関わる基本手続」に沿って、教授会で任用方針を策定後、「候補者選考審査委員会」を組織し、規程に基づいた手続を適切に行っている。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

全学FDや「全学教職員集会」、各学部におけるFDを開催し、全教員・職員に周知・研修する機会を定期的で開催している。特に、各学部及び「共通教育センター」の教員が前年度のFDを受けて授業改善を行った事例を報告し、教員の資質向上につなげるという取組みや学生による授業評価に基づいた「レクチャー・オブ・ザ・イヤー」の選出、選出された教員による教育方法を共有する取組み、教員の活動を「見える化」する「教員活動評価制度」の導入等を、「教育支援室」及び「教育委員会」で組織的にやっている点も評価できる。ただし、修士課程・博士課程全体又は各研究科として、教育改善に関する固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。また、FDの成果について検証することが望まれる。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価については、教員の退職等で欠員が出た際に、各学部・研究科及び「共通教育センター」が教員配置計画に従って検討を行い、その結果を「大学協議会」で審議して、教員の人事異動を行っている。

ただし、これは教員の退職等で欠員が出た際の点検・評価であるため、教員組織の適切性について定期的な点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みを行っているとはいえない。2019（令和元）年度からは、新たに設置した

「内部質保証委員会」を中心として、教員組織の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 修士課程・博士課程全体又は各研究科として、教育改善に関する固有のFDが行われていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。

## 7 学生支援

<概評>

学生支援方針に基づき、「学生委員会」「教育委員会」「教育支援室」「保健管理センター」「キャリアデザインセンター」等を組織して、さまざまな修学支援、学生生活支援、障がい学生支援、進路支援に取り組んでいる。薬学部においては、標準修業年限内に卒業できない学生が多く、全国平均に比して、国家試験合格率も低いことから、改善のために学習支援を行っているものの、十分な成果が見られないため、効果的な学習支援を検討するよう改善が求められる。学生支援の適切性については、「学生委員会」や「キャリアデザインセンター」を中心として点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取組みを行うとともに、点検・評価の結果を「大学協議会」に報告し、同協議会は全学的な点検・評価を行い、改善に取り組んでいる。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、学生支援の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関しては、「建学の精神」でうたっている「奉仕」と「愛」と「科学的理解」を礎石に「学生支援方針」を定めている。

この方針は、全ての学生が修学に専念し、充実した学生生活を送って医療人として巣立っていくために、「修学支援」「学生生活支援」「障がい学生支援」「進路支援」という4項目の学生支援に取り組むことを明文化している。例えば、「修学支援」においては、「学生一人ひとりが意欲を持って修学できるよう、学生委員会、教育委員会、教育支援室等の学内組織の連携のもと、個々の学力に沿った修学支援体制の整備・充実を図り、相談・指導に取り組む」こと、「学生が経済的に安定して修学できるように、大学独自の奨学金制度を整備し、また、学外の各種奨学金制度の有効的受給体制を整え、経済的理由等により修学困難な学生の支援を行う」ことを示している。このように方針では学生支援の中心となる組織を明確に示したうえ

で、具体的にどのような支援を行っていくかを明示しており、適切である。さらに、「第3次中期事業計画」においても「学生一人ひとりに向き合う支援体制の充実」を施策として掲げている。

「学生支援方針」は、ホームページやグループウェア、『学生生活ハンドブック』を通じて適切に公表している。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援を統括する「学生委員会」を設置し、毎月定例に開催し、学生支援に関する諸問題等の検討を行っている。また、修学支援には「教育支援課」と「教育支援室」が、学生生活支援には「学生支援課」と「保健管理センター」（保健室、学生相談室）が、障がい学生に対する支援には「障がい学生支援委員会」が、キャリア形成支援には「キャリアデザインセンター」が、組織的に学生支援を行っている。これらに加え、クラス担任、上級学生によるアドバイザー、保護者懇談会、科目責任教員のオフィスアワーによる指導制度等も実施し、きめ細かな支援体制をとっている。

修学支援では、成績不良学生に対して、科目責任教員による補習や担任教員による面談、「教育支援室」ではIR部門、学習支援部門、チーム医療教育支援部門及びFD・SD部門の4部門が協調し、成績情報から有効な教育支援の方向性を定めて、学修方法を含めた支援を行うなど、対応を講じている。ただし、薬学部においては、標準修業年限内に卒業できない学生が多く、全国平均に比して、国家試験合格率も低いことから、改善に向けてクラス担任による個別面談や「国家試験対策委員会」による支援等を行っているものの、十分な成果が見られないため、現状や取組みの適切性を検証し、学生が十分な能力を身に付けられるよう改善が求められる。

経済的な支援では、さまざまな奨学金制度を整備し、ガイダンスやホームページ等で学生に情報提供を行っている。

障がいのある学生に対する修学支援では、2018（平成30）年度より担当副学長を委員長とする「障がい学生支援委員会」を組織し、必要な合理的配慮を実現するために全学的な取組みを行っている。

生活支援では、ハラスメント対策として「学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「学生委員会」が中心となり入学時ガイダンスのなかでハラスメントの概念や該当する事例、防止策、相談体制等を説明するとともに、相談窓口として、クラス担任、「学生支援課」、学生アドバイザー等を設け、速やかに「学生相談室」のカウンセラーに相談できる体制を構築している。

学生の心身の健康保持・増進及び安全と衛生への配慮は、学校医、保健師及びカ

ウンセラーを配置し、学校医、「保健管理センター」及び「学生委員会」が連携して行っている。

キャリア形成・就職支援では、「キャリアデザイン委員会」及び各学部の「就職委員会」を組織し、病院・企業等の情報収集や情報発信、各種ガイダンス等の就職支援活動やキャリア形成のための取組みを行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

学生支援の適切性については、「学生委員会」や「キャリアデザインセンター」を中心として点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取組みを行っている。具体的には、毎年度、全学生を対象とした「修学実態調査」や卒業年度の学生を対象とした「卒業生に対するアンケート調査」、既に卒業した同窓生を対象とした「内部質保証アンケート」等により講義や施設、就職支援等、多角的に学生支援について点検・評価を行っている。これらの点検・評価結果は「大学協議会」に報告し、同協議会は全学的な点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に向けた取組みを行っている。ただし、前述のように、薬学部においては標準修業年限内に卒業できない学生が多く、全国平均に比して、国家試験の合格率も低いという課題が見られるため、支援の現状や取組みの適切性を検証し、学生が十分な能力を身に付けられるよう改善が望まれる。

2019(令和元)年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、学生支援の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 薬学部においては標準修業年限内に卒業できない学生が多く、全国平均に比して、国家試験の合格率も低いことから、クラス担任による個別面談や「国家試験対策委員会」による支援等を行っているものの、十分な成果が見られない。現状や取組みの適切性を検証し、学生が十分な能力を身に付けられるよう改善が求められる。

8 教育研究等環境

<概評>

「兵庫医療大学教育研究等環境整備の方針（以下「教育研究等環境整備の方針」という。）」に基づき、学生と教員に対してより良い環境整備に努めている。図書館は近隣大学との連携やリポジトリの推進により、学びやすい環境を整えている。研

究倫理の推進について、方針に沿って適切に行っている。教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「キャンパス有効利用委員会」や「図書館委員会」等が中心となっており、改善に向けた取組みを展開している。ただし、内部質保証推進組織による全学的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取組みには至っていない。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教育研究等環境の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

「教育研究等環境整備の方針」を策定し、「多様な学生・大学院生が、安全・安心な学生生活を送り、医療専門職者として地域社会に貢献するという高い志と意欲をもって学修ならびに研究活動に専念できるキャンパスを実現するため、校舎及び施設・設備の整備を推進するとともに、その適正な維持・管理に努める」「学生の学修及び教員の教育研究活動を支援するため、時代に即した利便性、安全性、信頼性及び効率性の観点から、情報通信技術（ICT）を基盤とする学内ネットワーク、図書館・学術サービスなどから構成される情報環境の最適化に取り組むとともに、その情報倫理に則った適正な運用に努める」等を定めている。この方針は全教員に伝達するとともに、ホームページやグループウェアに掲載しており、適切に明示している。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「教育研究等環境整備の方針」に基づき、法令上の基準を満たした校地、校舎及び運動場を有している。研究施設として、3学部に必要な研究室及び実験室を整備している。教育施設については、教室や実習室、少人数教育が行える開放型ルームを設置している。障がい学生支援に関わり、車いす等の移動配慮としてのバリアフリー化、聴覚障がい支援システムを整備するなど、多様な利用者の快適性に配慮した環境整備をしているといえる。

ICTの活用基盤環境の整備としては、教育用情報端末やディスカッションボードを設置し、多職種連携教育の重要なICT機器として授業で活用している。

これらの環境の安全性の確保としては、監視カメラやICカードの活用等のハード面、「防火・防災対策委員会」「環境安全委員会」「保健管理センター」等のソフト面での対応により、安全・環境保全を行っており、適切である。

情報倫理の確立については、「兵庫医療大学情報倫理規程」を策定し、教職員にはこれに沿った取組みを求めている。学生に対しては、1年次の学生を対象に必修

科目として「アカデミックリテラシー」を開講し、全ての学年の学生を対象に「学生委員会」が年度始めのオリエンテーションで情報倫理に関する説明を行い、周知を図っている。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

附属図書館には、十分な量の図書、雑誌、視聴覚教材、電子ジャーナルを整備しており、「図書館委員会」を中心に選書を行っているほか、シラバスに掲載した教科書・参考書を購入することで学生・教員の教育研究及び自学自習に必要な最新図書を配備するようにしている。また、近隣の4大学との連携による図書の相互貸出制度を設けるとともに、国立情報学研究所の目録検索を可能とし、2016（平成28）年度からは同研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会とにより共同運営されているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービスに参加するなど、教員・学生の利便性にも配慮している。さらに、十分な閲覧環境を整備しているほか、司書資格を有する職員を配置し、図書館及び学術情報サービスを提供するための体制を適切に整備している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

「研究委員会」が研究を推進する主体となっており、「研究推進に関わる方針」及び公正に研究を進める倫理的な方針である「兵庫医療大学公正研究推進方針」を策定し、ホームページやグループウェアで公表している。

教員には個人研究費を支給し、研究環境としての研究室と各種実験室を整備している。私立大学等改革総合支援事業や教育研究活性化施設補助金をはじめとする補助金への申請・採択により、実験機材の設置を進めている。全教員を対象とした顕彰制度により、優れた研究課題を選出する研究助成制度を有している。若手教員への研究助成制度を運用し、要学習支援学生を支援することを条件とした研究助成課題の募集と助成を行っている。

教育研究活動の人的補助として、ティーチング・アシスタント（TA）制度、薬学部においてはスチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）を導入している。SAの支援が学生の学力向上に与える影響について検証しており、有効な支援となっている。研究活動に専念できる時間の確保については、個々の教員の教育、研究、社会貢献、大学・学部運営等に対するエフォートを検討し、担当業務の再配分を図ることとし、その根拠資料として、教員活動評価において提出する教員個人の教育活動計画・報告書の分析で検証していく予定になっており、効果的な運用が期待される。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

「兵庫医療大学公正研究推進方針」を掲げ、「学校法人兵庫医科大学研究倫理規程」「学校法人兵庫医科大学公的研究費取扱規程」「学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程」及び「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」を策定している。また、「倫理審査委員会」「動物実験委員会」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会」「遺伝子組換え実験安全委員会」及び「病原体等安全管理委員会」が研究倫理に関わる審査と管理を行っている。さらに、「研究委員会」のもとで、「兵庫医療大学公正研究推進小委員会」が中心となり、公正研究の推進、コンプライアンス教育、研究者倫理教育に取り組んでいる。コンプライアンス教育は、全ての教員が受講しており、研究倫理教育は、全教員だけでなく、大学院入学生及び卒業研究に取り組む直前の学生に対して倫理教育 e-learning プログラムの受講・修了を義務付けている。同プログラムを受講・修了した教職員に対して、5年に1度再受講することも義務付けており、学生を含め全学的に取り組んでいる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「キャンパス有効利用委員会」や「図書館委員会」、「兵庫医療大学公正研究推進方針」に基づく取組みの中核をなす各種委員会（「公正研究推進小委員会」「倫理審査委員会」「動物実験委員会」等）が中心となっており、改善に向けた取組みを展開している。ただし、内部質保証推進組織による全学的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取組みには至っていない。

2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、教育研究等環境の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

社会連携・社会貢献に関しては「兵庫医療大学社会学連携ポリシー（以下「社会学連携ポリシー」という。）」に基づき「社会学連携推進機構」を創設し、同機構を核として多職種による活動を積極的に行っている。「社会学連携推進機構」のもとに「地域連携実践ステーション」「臨床薬剤師生涯教育ステーション」「シームレス看護教育ステーション」及び「リハスタッフ臨床教育ステーション」を設置し、地元企業と共同した製品開発、高齢者地域包括ケアへの参画、医療専門職を対象とした職能実践力育成プロ

グラム等先駆的な取組みを行っている。なかでも、「社会学連携ポリシー」に基づき、学生、教職員が「ひとつづくり」支援、「ものづくり」支援等を実践し、地域住民、高齢者、地域創生に貢献していることは評価できる。この取組みの点検・評価には学外委員による「社会学連携アドバイザーボード」を組織し、客観的な評価を行うことで、改善につなげている。社会学連携・社会貢献の適切性については「社会学連携推進機構運営委員会」を中心として点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組みを行っているが、内部質保証推進組織による全学的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取組みには至っていない。2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、社会学連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

① **大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会学連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。**

地域社会と大学の連携活動を進めるために「社会学連携ポリシー」を定め、「地域創生」「地域医療を担う人材の育成」「共同研究・受託の推進」「地域社会におけるひとつづくり（学びの場の提供）」「地域社会におけるものづくり（産業イノベーションの支援）」「地域社会におけるまちづくり（教職員・学生の地域活動促進）」の6項目を掲げ、取り組んでいる。例えば、地域社会で活躍できる人材育成（ひとつづくり）においては、高・大連携、生涯学習、リカレント教育の実施を示し、各種セミナー・プログラムの開催回数目標を設定し、「社会学連携推進機構」を中心に活動を推進することを定めている。

このポリシーは、ホームページで公表するのみならず、毎年度刊行している『兵庫医療大学社会学連携推進機構年度報告書』に掲載することで学内外への周知に努めている。

② **社会学連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会学連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

大学の社会学連携活動をより機能的かつ効果的に推進するために開設した「社会学連携推進機構」は、医療や福祉、介護、健康づくり、未病等の観点から、地域の住民や地方自治体、公共団体、医療福祉施設、各種企業等の地域社会と、医療総合大学である兵庫医療大学との連携活動において、異なる分野の人たちをつなぐプラットフォームとしての役割を担うとともに、社会学連携に関する専門知識の蓄積、新しい社会学連携形態の企画立案にも取り組んでいる。

さらに、同機構のもとに、新たに、「地域連携実践ステーション」、薬学研究科、看護学研究科及び医療科学研究科のそれぞれを中核とする「臨床薬剤師生涯教育ステーション」「シームレス看護教育ステーション」「リハスタッフ臨床教育ステー

ション」を設置し、1機構4ステーションの体制により、「社会学連携ポリシー」に則り、教育研究成果の社会還元に取り組んでいる。

「社会学連携推進機構」を中核として、丹波市・兵庫県丹波県民局と「薬草振興の連携活動に関わる協定書」、篠山市健康福祉部と「篠山市保健福祉部と学校法人兵庫医科大学兵庫医療大学との連携に関する覚書」、神戸市中央区と「兵庫医療大学と神戸市中央区との連携協力に関わる協定書」を締結し、学外組織との連携体制を構築している。具体的には、2016（平成28）年度に、薬学部・教員チーム「薬活オウルズ」の活動が兵庫県と地域創生拠点形成支援事業に採択され、自治協議会や企業の協力のもと、新商品「とうき葉うどん」「とうき葉ぱん」「とうき葉塩」を共同開発という形で結実している。また、「ひとつくり」として生涯学習やリカレント教育等の学びの場を地域住民及び医療専門職者に提供し、2016（平成28）年度より職業実践力育成プログラム受講者を一定数輩出していることも取組みの成果である。これらの取組みの成果は『兵庫医療大学社会学連携推進機構年度報告書』において定期的に学内外に報告している。また、社会学連携活動について定期的に自己点検・評価するだけでなく、成果評価指標や到達目標を前年度の報告書にて設定し、2018（平成30）年度までの報告書では目標値に達して実施していることが確認できる。上記の取組みにより製品開発による地域創生や地域で実施される健康教室への参加者の増加や地域住民への健康支援・生涯学習の充実等が成果として上がっている。

これらのことから、「社会学連携ポリシー」に基づき、地域の組織・機関と連携しつつ、地域創生、地域健康づくり、生涯学習等を支援するだけでなく、共同研究・受託研究を通じて地域企業における課題解決を実践するために、教育研究成果を適切に社会に還元していることは高く評価できる。

③ **社会学連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会学連携・社会貢献の適切性については「社会学連携推進機構運営委員会」を中心として年度ごとに報告書の作成や課題の抽出、次年度の活動目標を策定したうえで、点検・評価を実施し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、学外委員による「社会学連携アドバイザーボード」を組織し、第三者による助言・評価を受けている。また、2019（令和元）年度からは成果評価指標に数値目標を設定し、より客観的な点検・評価を目指していることも評価できる。

看護学研究科と医療科学研究科では、「シームレス看護教育ステーション」と「リハスタッフ臨床教育ステーション」が生涯学習支援として実施している文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム」についても、毎年、それぞれのステーションが学外委員から意見聴取の場を設け、提供しているプログラムの内容について

改善・向上を図っている。

ただし、内部質保証推進組織による全学的な点検・評価及びその結果に基づく改善・向上に向けた取組みには至っていないため、2019（令和元）年度からは、新たに設置した「内部質保証委員会」を中心として、社会連携・社会貢献の適切性について定期的な点検・評価を行い、改善・向上につなげていくことが望まれる。

#### <提言>

##### 長所

- 1) 「社会学連携ポリシー」に基づき、地域で活動できる人材育成（ひとづくり）、産業イノベーションの支援（ものづくり）に取り組んでおり、薬学部の教員がチームを編制して企業等の協力のもと学生とともに、地元の薬草を使った食品を共同で開発している。また、大学院の科目を基盤とした職能実践力育成プログラムを地域住民や医療専門職者に提供することで、生涯学習・リカレント教育等の機会を創出している。このように大学の資源を生かして大学と社会が連携を図り、多様な取組みを通じて地域の課題解決に貢献していることは評価できる。

## 10 大学運営・財務

### (1) 大学運営

#### <概評>

大学の理念・目的、中期事業計画を実現するために、「兵庫医療大学管理運営方針」を定めている。この方針は、グループウェア上で、学内に開示するとともに、ホームページにより学内外に適切に公表している。学長や教授会等の組織の権限等については、学則に明示しているが、学部長等役職者の権限等については、規程等に定められていないので明確にすることが望まれる。予算編成及び予算執行については、諸規則により適切に実施し、事務組織の編制、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上の取組みも適切に実施している。監査については、法令及び「学校法人兵庫医科大学寄附行為」に則った監事による業務監査及び監査法人による会計監査、「学校法人兵庫医科大学内部監査規程」に基づいた内部監査を適切に行っている。大学運営の適切性の点検・評価については、「教育支援室」「入試センター」が中心に点検・評価し、その結果を「大学協議会」で共有し、改善に向けた取組みを行うとしているが、これらの点検・評価の対象は、主に教学に関する事項となっており、「兵庫医療大学管理運営方針」に沿った大学運営の適切性に関する点検・評価の観点からは、十分とはいいがたいため、これを適切に行うことが望まれる。教学に関する点検・評価にとどまっておらず、「兵庫医療大学管理運営方針」に沿った大学運営が適切になされているかを点検・評価するという観点からは、十分に行っているとはいいがたいため、これを適切に行うことが望まれる。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的、中期事業計画を実現するために、「兵庫医療大学管理運営方針」を定めている。この方針では、「高い公共性を持つ公益組織としての社会的責任を果たす」「学生、教職員ともに、社会的な行動規範を厳正に遵守する」「学部・研究科の自律性と大学としての一体性を確保し、社会的視点からの自己改革を推進する」「学長のリーダーシップと、教授会からのボトムアップが有効に機能するガバナンス体制を確立する」等の6つの方針を示している。

管理運営を含む各種方針については、「大学協議会」において学長決定し、教授会に周知するほか、グループウェア上で、学内に開示するとともに、ホームページにより学内外に適切に公表している。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長の権限については、学則において「大学を代表し、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と定め、大学の管理運営、教学の実施における決定権者としての責任と権限を明示している。また、学長、副学長、学部長、共通教育センター長、学生部長、教務部長、研究科長及び事務部長を構成員とする「大学協議会」を設け、大学全般の重要事項について協議し、学長が各教授会からの意見を聴き、当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする機関であることを学則に定めている。なお、学長の選任については、「兵庫医療大学学長選考規程」に基づいて行っており、学長の指名により、学長を補佐するとともに特命事項を担当する副学長を配置し、学長と副学長の協議の場として「学長・副学長会議」を設置している。

各学部及び「共通教育センター」には教授会、研究科には研究科委員会を設けており、学則においてその役割を「学長が当該事項を決定するに当たり意見を述べるものとする」と定め、審議事項を明示している。なお、学部長等役職者の権限等については、規程等に定められていないので明確にすることが望まれる。

大学と法人組織の権限・役割分担については、事務組織を法人において一括で管理しており、予算計画、事業計画等の法人全体に係る主要事項については、法人が設置する「経営常務会」において審議し、「常務会」及び理事会において決定している。また、教員人事、教育課程に関する教学事項等については、学長決定した後、「常務会」及び理事会で承認されるプロセスとなっており、学長が理事として「常務会」及び理事会に出席し、法人運営と教学運営の整合性を図っている。

なお、「兵庫医療大学将来ビジョン (HUHS vision 20)」において「安全・安心な

大学環境の維持・健全な管理運営」を掲げており、法人の危機管理基本マニュアルに代表的なリスクへの対策・対応を定めるなど、危機管理体制を整備している。

以上のことから、管理運営の方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、管理運営体制を適切に整備して大学運営を行っている。

**③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**

予算編成については、法人の「経営常務会」で決定された収支・財務シミュレーションをもとに、中期的な予算編成方針及び年度予算編成方針を策定し、「常務会」及び理事会が承認している。この大綱に沿って、大学での予算案を作成し、「法人経営企画室」のヒアリング・調整を経て、「経営常務会」で最終予算案を起案し、「常務会」及び理事会により承認される。

予算執行については、「経理規則」及び「予算統制要領」により実施しており、法人予算担当部署が、「予算執行状況報告」を各部門に送付することで、予算の執行を確認している。また、決算については「常務会」「決算監事会」の審議を経て、理事会で承認している。なお、法令に基づく会計監査及び内部監査によって予算執行及び会計処理の適正性を検証しており、これらのことから、予算編成と予算執行を適切に行っているといえる。

**④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

法人及び大学を支援する事務組織は、「学校法人兵庫医科大学事務組織規程」により事務局の役割、組織及び事務分掌を規定している。事務局の役割は同規程（第3条）に、「法人及び大学（附属病院含む。）運営に関して、組織的かつ効率的に職務を執行し、法人及び大学運営の一翼を担う組織としての機能を果たす」と明確に示している。

神戸キャンパス事務部は、7課で編制され、常勤職員を配置し、大学運営、教育研究活動支援等に対応している。

事務職員の資質向上、人材育成を目的とした各種研修、業務の専門化に対応したURA（University Research Administrator）の配置等の人事施策に取り組んでいる。また、FD、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の共同開催、会議・委員会等への事務職員が委員としての参画等、教職協働を適切に行っている。

**⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、全教職員を

対象とした年2回の「全学教職員集会」に加え、「全学FD・SDワークショップ」を毎年開催している。例えば、2018（平成30）年度には「医療系大学の教職員に求められるエートス」というテーマのもと各学部の実践報告や他大学の講師を招いた基調講演、グループディスカッション等の研修を教員・職員が合同で受けており、教職協働に向けた取り組みを行っている。

そのほか、業務別SDや近隣の連携協定大学間の共同のFD、SD研修会も不定期ではあるが実施し、関係の教職員が参加している。また、2015（平成27）年度に新人事考課制度を導入し、制度の内容は「新人事考課制度の概要」として冊子にまとめており、適正に評価する体制が整っている。

以上のことから、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上に向けた取り組みを適切に実施している。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性については、毎年度実施する「修学実態調査」、入学試験における受験生動向、学生の進級状況、国家資格の取得状況等の教学に係る項目を「教育支援室」のIR部門や「入試センター」が中心となって分析を行い、その結果を「大学協議会」で共有し、改善点を抽出することで点検・評価することとしている。また、大学の管理運営や教学の概要に関する外部評価として、「社会学連携アドバイザーボード」「兵庫医療大学高大連携協議会」を設置し、第三者からの評価を受けているほか、卒業生への社会からの評価を得る目的で、「キャリアデザインセンター」が中心となり、卒業生の就職先からの、卒業生に対する評価を収集している。ただし、これらの点検・評価の対象は、主に教学に関する事項となっており、「兵庫医療大学管理運営方針」に沿った大学運営の適切性に関する点検・評価の観点からは、十分とはいえないため、これを適切に行うことが望まれる。

監査については、法令及び「学校法人兵庫医科大学寄附行為」に則った監事による業務監査及び監査法人による会計監査、「学校法人兵庫医科大学内部監査規程」に基づいた内部監査を実施し、適切なプロセス及び内容で行われている。

(2) 財務

<概評>

2017（平成29）年度から10年間の「収支・財務シミュレーション」を策定し、諸施策の増減要因を予測したうえで、各年度の目標収支差額を定めている。しかし、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準で推移していることなどから、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤の確立に向けてさらなる努力が求められる。また、外部資金の獲得について、効果的な施策や体制づくりが望まれる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

法人として2018（平成30）年度から2022（令和4）年度までの「第3次中期事業計画」を策定し、同計画に掲げる大規模な施設建設計画等の実施に向けて、2017（平成29）年度から10年間の「収支・財務シミュレーション」を策定しており、借入計画、施設設備支出等による収支の増減要因を予測したうえで、各年度の目標収支差額を定めている。

なお、確実に計画を遂行するために、「収支・財務シミュレーション」において示した目標収支差額については、実績を踏まえて見直し、毎年度の予算編成基本方針として各部門の事業活動収支差額（帰属収支差額）の目標値を示すことで実現性を高めている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「薬他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、大学部門において教育研究経費比率は高い状況にある一方で、事業活動収支差額（帰属収支差額）比率がやや低い。また、貸借対照表関係比率では、「医歯他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、純資産構成比率（自己資金構成比率）が低く、総負債比率が高い状況が常態化している。さらに、2016（平成28）年度及び2017（平成29）年度に教育研究棟を建設したことにより、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準で推移していることから、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤の確立に向けてさらなる努力が求められる。

なお、科学研究費補助金及び受託研究費等の外部資金の獲得については、学内研究助成制度や顕彰制度を設けて研究支援の強化を図っているものの、受け入れ件数・獲得額ともに低い水準で推移しているため、体制の強化及びさらなる効果的な取組みが望まれる。

以上

兵庫医療大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	兵庫医療大学HP>大学案内>建学の精神・教育理念 ウェブサイト	○	1-1
	学校法人兵庫医科大学>法人案内>ビジョン>主な事業 ウェブサイト	○	1-2
	兵庫医療大学HP>大学案内>HUHS vision 20 ウェブサイト	○	1-3
	兵庫医療大学学則		1-4
	兵庫医療大学HP>大学案内>3つのポリシー・各種方針 ウェブサイト	○	1-5
	学校法人兵庫医科大学医療人育成研修センター規程		1-6
	兵庫医療大学HP>学部・大学院>BP ウェブサイト	○	1-7
	兵庫医療大学教育支援室規程		1-8
	兵庫医療大学教育支援室部門内規		1-9
	兵庫医療大学HP>情報の公表 ウェブサイト	○	1-10
	兵庫医療大学HP>図書館>機関リポジトリ ウェブサイト	○	1-11
	高大連携校協定制度について 式次第・出席者一覧		1-12
	平成30年度 全学教職員集会次第・出席状況		1-13
	平成30年度 全学FD・SDワークショップ事後アンケート		1-14
	学生生活ハンドブック2018		1-15
	学校法人兵庫医科大学連携協議会規程		1-16
	兵庫医療大学 社学連携アドバイザリーボード設置要項		1-17
	兵庫医療大学 社学連携アドバイザリーボード会議 (H30.6.1)		1-18
	兵庫医療大学HP>グローバル教育への取組み ウェブサイト	○	1-19
	学校法人兵庫医科大学寄附行為		1-20
兵庫医療大学大学院学則		1-21	
兵庫医療大学HP>デジタルパンフ ウェブサイト	○	1-22	
兵庫医療大学HP>学部・大学院 ウェブサイト	○	1-23	
2 内部質保証	兵庫医療大学内部質保証方針		2-1
	兵庫医療大学の内部質保証に関する規程		2-2
	兵庫医療大学大学協議会規程		2-3
	第148回大学協議会(議事録) 議題7		2-4
	第149回大学協議会(議事録) 報告12-①		2-5
	第151回大学協議会(議事録) 議題5		2-6
	第152回大学協議会(議事録) 議題4		2-7
	(H26.11.17開催) 大学協議会議事録		2-8
	(H26.1.5開催) 学長・学部長懇談会記録		2-9
	(H27.1.19開催) 大学協議会議事録		2-10
	(旧) 兵庫医療大学学則 新旧対照表		2-11
	(H28.5.2開催) 学長・学部長懇談会記録		2-12
	(旧) 兵庫医療大学大学院学則 新旧対照表		2-13
	(旧) 兵庫医療大学大学院学位規程		2-14
	(旧) 兵庫医療大学大学院医療科学研究科学位論文審査に関する内規		2-15
	2016年度履修要項・シラバス		2-16
	兵庫医療大学HP>情報の公表>財務情報 ウェブサイト	○	2-17
兵庫医療大学HP>大学案内>情報の公表>評価活動 ウェブサイト	○	2-18	
教務便覧 2018年度(平成30年度)入学生用		2-19	
大学院便覧 2018年度入学生用		2-20	
各学部・研究科における自己点検評価報告書		2-21	
兵庫医療大学HP>情報の公表>修学上の情報 ウェブサイト	○	2-22	
3 教育研究組織	チーム医療の推進について(厚労省報告書)		3-1
	学校法人兵庫医科大学HP>医療人育成研修センター ウェブサイト	○	3-2
	兵庫医療大学BPパンフレット		3-3
	JBI-Kobe Center of Excellence		3-4
	平成30年度大学院4年制博士課程における自己点検・評価結果について		3-5
	第171回大学協議会議事録(H30.5.21)		3-6
	大学院博士課程設置構想(案)(文科省相談資料)		3-7

	兵庫医療大学HP>生涯のキャリア形成>チーム医療への取り組み ウェブサイト	○	3-8
4 教育課程・ 学習成果	兵庫医療大学HP>学生生活>シラバス・教務便覧 ウェブサイト 2018年度履修要項 (薬学研究科) 2018年度履修要項 (看護学研究科) 2018年度履修要項 (医療科学研究科) 4・6年間の学び(カリキュラム2017) HP共通教育センター紹介より IPWコンピテンシーの修得目標 第2号(その2)指定規則との対比表(①保健師)29年度カリキュラム用 第2号(その2)指定規則との対比表(②助産師)29年度カリキュラム用 第2号(その2)指定規則との対比表(③保健師)29年度カリキュラム用 第2号(その2)教育委員会資料 指定規則との対比表(作業) 第2号(その2)教育委員会資料 指定規則との対比表(理学) 2019WEBシラバス作成要領(H30.11.21更新) 授業評価アンケートの実施要綱 170928 学習支援員採用者一覧(H30前期) 平成30年度(前期)学習支援員活動報告書 兵庫医療大学大学院募集要項 入学前の既修得単位の認定に関する規程(学部) 学部成績判定フロー(教授会資料) 入学前の既修得単位の認定に係る申合せ(学部) 大学院入学前の既修得単位の認定に関する規程 大学院学位規程(H30.12.1改正) 平成29年度修学実態調査について(IR部門) H29(2017)年度4年生アンケート集計結果(PT) H29(2017)年度4年生アンケート集計結果(OT) ルーブリックA4判 180311 カリキュラムルーブリック2018解析 教授会資料 190107 兵庫医療大学卒業生の在籍ならびに就業力アンケート 2017年度 大学院修了時到達度評価(個別):看護学研究科 2017年度教育課程評価(修了生インタビューまとめ):看護学研究科 H29年度修学実態調査報告① H29修学実態調査報告資料② IR部門会議報告(修学実態調査)③ H30.09.19学部間カリキュラムWG議事録 平成29年度後期医療科学研究科授業評価 看護学研究科委員会議事録 2018.4.12 医療科学研究科委員会議事録 2018.3.1 兵庫医療大学教務に関する規程	○	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8 4-9 4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17 4-18 4-19 4-20 4-21 4-22 4-23 4-24 4-25 4-26 4-27 4-28 4-29 4-30 4-31 4-32 4-33 4-34 4-35 4-36 4-37
5 学生の受け 入れ	学生募集要項(学部) 学生募集要項(大学院) 兵庫医療大学HP>入試情報>入試TOPICS ウェブサイト 兵庫医療大学HP>入試情報>入試日程 ウェブサイト オープンキャンパス資料(入試ガイダンス・保護者ガイダンス) 高校教員説明会実施要領・配付資料 兵庫医療大学入試センター規程 平成30年度入試センター会議議事録(2018.9.21) 平成30年度一般入学試験実施体制について(センター運営会議資料) 医療科学研究科委員会議事録(H30.9.13) 平成31年度監督者要領サンプル(新入教員入試監督者説明用) 入学試験監督者配置表 入試判定会議議事録(2017.11.16) 入試ガイド2019 兵庫医療大学HP>入試情報>入試における成績開示 ウェブサイト 平成31年度監督者要領【看護学・医療科学研究科I期】 平成31年度面接要領【医療科学研究科】 兵庫医療大学HP>入試情報>受験上の配慮 ウェブサイト 兵庫医療大学HP>入試情報>被災者に対する特別措置 ウェブサイト 平成30年度入試データブック 入試センター運営会議資料(2018.4.19) H31(I期)医療科学研究科・看護学研究科入試問題 PDCAシート(全学部)2018結果 入試センター運営会議議事録(2016.4.20)	○ ○ ○ ○ ○	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13 5-14 5-15 5-16 5-17 5-18 5-19 5-20 5-21 5-22 5-23 5-24

	第148回大学協議会議事要旨 (2016. 5. 23) 入試センター運営会議議事録 (2016. 8. 2) 入試センター運営会議資料 (2018. 9. 21) IR解析報告 アドミッションポリシーと入学試験との連関 (AO入試) 薬学研究科委員会議事録 (H30. 6. 14) 看護学研究科委員会議事録 (H30. 6. 14) 医療科学研究科委員会議事録 (H30. 11. 1)		5-25 5-26 5-27 5-28 5-29 5-30 5-31
6 教員・教員 組織	学校法人兵庫医科大学の「求める人材像」 学校法人兵庫医科大学HP>法人案内>ビジョン ウェブサイト 兵庫医科大学HP>学部・大学院>共通教育センター ウェブサイト 兵庫医科大学非常勤講師に関する規程 兵庫医科大学教員選考基準 兵庫医科大学教員人事に関する規程 兵庫医科大学における任期を定めて採用する教員に関する規程 兵庫医科大学「レクチャー・オブ・ザ・イヤー」表彰要項 兵庫医科大学 教員活動評価実施要綱 (H28. 6. 9) 共通教育センター教授会議事録 (抜粋) (H28. 7. 14) 共通教育センター教授会議事録 (抜粋) 兵庫医科大学共通教育センター教員 (社会福祉学分野) 公募要項	○ ○	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12
7 学生支援	学生支援方針 兵庫医科大学における障害学生支援に関するガイドライン 兵庫医科大学 学生委員会規程 兵庫医科大学 保健管理センター規程 兵庫医科大学 障がい学生支援委員会規程 兵庫医科大学 キャリアデザインセンター規程 アドバイザーマニュアル 平成30年度保護者懇談会 (次第・会場案内図) 2018年度オフィスアワー一覧表 長密ゼミ一覧2019 兵庫医科大学入学生・在学生特別奨学金規程 兵庫医科大学 給付奨学金規程 兵庫医科大学貸与奨学金規程 兵庫医科大学病院奨学金貸与規程 兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金貸与規程 (兵庫医科大学用) 兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金貸与規程 (リハビリ学部用) 障がい学生新委員会議事録 学生委員会議事録 学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止に関する規程 平成30年度新入生・在学生オリエンテーションスケジュール 2018年学生相談室パンフレット 保健管理センターのご案内 (平成30年度版) 兵庫医科大学キャリアデザイン委員会規程 (含、議事録) 仕事研究セミナー等案内 学生生活ハンドブック2018 (抜粋) 学生会・課外活動について 平成30年度リーダーズキャンプしおり 兵庫医科大学 学生生活実態調査集計報告書 平成30年度卒業生アンケートの集計報告1 平成30年度卒業生アンケートの集計報告2 兵庫医科大学卒業生の在籍ならびに就業力アンケート 2017薬学部授業アンケート結果 2017看護学部授業アンケート結果 2017リハビリ学部理学療法学科授業アンケート結果 2017リハビリ学部作業療法学科授業アンケート結果 平成30年度ハラスメントに関するDVD研修会 (9. 25、9. 27)		7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15 7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21 7-22 7-23 7-24 7-25 7-26 7-27 7-28 7-29 7-30 7-31 7-32 7-33 7-34 7-35
8 教育研究等 環境	兵庫医科大学 教育研究等環境の整備の方針 兵庫医科大学 防火・防災管理規程 兵庫医科大学 環境安全委員会規程 兵庫医科大学 情報倫理規程 図書館利用案内 (含、学術情報サービス内容) 兵庫医科大学HP>大学案内>図書館 ウェブサイト 兵庫医科大学 研究助成・顕彰制度規程	○	8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7

	<p>兵庫医療大学 研究委員会運営規程  兵庫医療大学 ティーチング・アシスタントに関する規程  学校法人兵庫医科大学 研究倫理規程  学校法人兵庫医科大学 公的研究費取扱規程  学校法人兵庫医科大学 公的研究費管理・監査規程  学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程  兵庫医療大学 公正研究推進小委員会内規  平成30年度研究に関するコンプライアンス研修会・公的研究費執行に関する説明会案内</p>		<p>8-8  8-9  8-10  8-11  8-12  8-13  8-14  8-15</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>兵庫医療大学 社会学連携推進機構運営規程  兵庫医療大学 社会学連携ポリシー  兵庫医療大学HP&gt;社会学連携・研究&gt;社会学連携推進機構 ウェブサイト  兵庫医療大学社会学連携推進機構 2017年度報告書  兵庫医療大学組織図（2018年4月1日）  第2回職業実践力育成プログラム（BP）意見交換会のご案内（H29. 8. 24）</p>	○	<p>9-1  9-2  9-3  9-4  9-5  9-6</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>理事会規則、役員会規程  平成30年度経営常務会開催スケジュール  常務会運営細則  平成30年度兵庫医療大学ガバナンス・機能系統図  学校法人兵庫医科大学HP&gt;法人案内&gt;役員等 ウェブサイト  兵庫医療大学 管理運営方針  兵庫医療大学大学協議会規程  兵庫医療大学 学部教授会規程・共通教育センター教授会規程  兵庫医療大学大学院 研究科委員会規程  兵庫医療大学学長選考規程  兵庫医療大学副学長に関する規程  兵庫医療大学副学長の職務分掌に関する内規  理事・監事名簿（H30. 4. 1）  学校法人兵庫医科大学危機管理 基本マニュアル  兵庫医療大学危機管理体制図  H30防災訓練企画書（H30. 7. 2実施）  兵庫医療大学ハラスメント小委員会の設置について・「学生からの相談対応の流れ図」  学生ハンドブック（抜粋） P79-80  2018年度 収支・財務シミュレーション（2018年度～2027年度）  2017年度 収支・財務シミュレーション（2017年度～2026年度）  平成30年度予算編成方針大綱、予算編成方針通知（理事長、学長）  経理規則  予算統制要領  2018年度6月分予算執行状況報告書・予算執行差異理由書（例）  監事監査報告書（平成25～29年度）  独立監査人監査報告書（平成25～29年度）  平成30年度監事監査計画（H30. 5. 23）  学校法人兵庫医科大学内部監査室規程  学校法人兵庫医科大学事務組織規程  学校法人兵庫医科大学事務局組織図 職員配置図  新人事考課制度の概要  学校法人兵庫医科大学 平成29年度事業報告  学校法人兵庫医科大学及び兵庫医療大学組織図  2018年度FD・SD部門報告  FD, SD開催実施例  学校法人兵庫医科大学規程集  監事監査報告書（平成30年度）  独立監査人監査報告書（平成30年度）</p>	○	<p>10-1-1  10-1-2  10-1-3  10-1-4  10-1-5  10-1-6  10-1-7  10-1-8  10-1-9  10-1-10  10-1-11  10-1-12  10-1-13  10-1-14  10-1-15  10-1-16  10-1-17  10-1-18  10-1-19  10-1-20  10-1-21  10-1-22  10-1-23  10-1-24  10-1-25  10-1-26  10-1-27  10-1-28  10-1-29  10-1-30  10-1-31  10-1-32  10-1-33  10-1-34  10-1-35  実地調査  10-1-36  10-1-37</p>
10 大学運営・財務 (2) 財務	<p>2018年度 学校法人兵庫医科大学事業計画  第3次中期事業計画説明会（神戸キャンパス：H30. 4. 24）  学校法人兵庫医科大学HP&gt;法人案内&gt;財務諸表 ウェブサイト  2018年度 学校法人兵庫医科大学収支補正予算  2017年度 学校法人兵庫医科大学収支予算  平成30年度科学研究費助成事業採択状況報告  財務計算書類（平成25年度）  財務計算書類（平成26年度）  財務計算書類（平成27年度）</p>	○	<p>10-2-1  10-2-2  10-2-3  10-2-4  10-2-5  10-2-6  10-2-7  10-2-8  10-2-9</p>

財務計算書類(平成28年度)	10-2-10
財務計算書類(平成29年度)	10-2-11
5カ年連続財務計算書類(様式7)	10-2-12
財産目録(平成29年度)	10-2-13
財務計算書類(2018年度)	10-2-14
財産目録(2018年度)	10-2-15

兵庫医療大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	学校法人兵庫医科大学 大学連携協議会過去議題（第17～20回） 2019年度社会学連携アドバイザーリーボード会議事録（2019.6.7）		実地1-1 実地1-2
2 内部質保証	第170回大学協議会議事録 議題7 内部質保証委員会次第、資料（2019年9月） 兵庫医療大学自己点検・評価委員会規程 第182回大学協議会議事録 2. 資料 2018年度学生チューター制度実施報告書 第176回大学協議会 報告その他①資料 兵庫医療大学薬学部自己点検・評価委員会規程 2018年度第1回 薬学部自己点検・評価委員会議事録 2018年度看護学部自己点検評価委員会活動報告書 20190402 2019年1月第14回教授会議事録（リハビリ学部） 2018年11月第12回教授会議事録（リハビリ学部） 2018年7月第6回教授会議事録（リハビリ学部） 2019年3月第19回教授会議事録（リハビリ学部） 2019年6月第3回教授会議事録（リハビリ学部） 第181回大学協議会議事録 内部質保証体制図		実地2-1 実地2-2 実地2-3 実地2-4 実地2-5 実地2-6 実地2-7 実地2-8 実地2-9 実地2-10 実地2-11 実地2-12 実地2-13 実地2-14 実地2-15 実地2-16
3 教育研究組織	第156回大学協議会議事録 議題8. 学部ガバナンス体制 学部・学科・大学院研究科のガバナンス体制についての申し合わせ 薬学部教授会 議題3-1（2017.4.13）		実地3-1 実地3-2 実地3-3
4 教育課程・学習成果	薬学部教育モデル・コアカリキュラム 平成25年度改訂版」のSB0 s コードとの対応表 看護学教育モデル・コアカリキュラム対応チェックシート 実践報告 兵庫医療大学における多職種連携教育 早期臨床体験実習2018冊子 平成30年度リハビリテーション学部役割表（教授会報告資料） リハ学部教授会議事録 報告8.③ リハ学部不合格科目の評価について 薬学部アドバイザーの進め方 2019 ポートフォリオ活用例 第166回大学協議会議事録 議題3 第176回大学協議会議事録（報告11.その他） 看護リフレクションシート 学生用 第177回大学協議会議事録 議題5 2018年度年次研究結果報告書 2019年4月薬学研究科委員会議事録 博士論文審査表 最終試験審査表 薬学研究科授業評価アンケート用紙 看護学研究科授業評価結果2018.11 看護学研究科委員会議事録2018.11		実地4-1 実地4-2 実地4-3 実地4-4 実地4-5 実地4-6 実地4-7 実地4-8 実地4-9 実地4-10 実地4-11 実地4-12 実地4-13 実地4-14 実地4-15 実地4-16 実地4-17 実地4-18 実地4-19
5 学生の受け入れ	平成31年度薬学研究科入学試験Ⅱ期問題冊子 平成25年度大学院薬学研究科入学試験判定会議事要旨（平成25年2月4日） 臨時看護学研究科委員会議事録（入試検討事項のみ抜粋）（平成30年9月27日） 臨時看護学研究科委員会議事録（入試検討事項のみ抜粋）（平成31年1月31日） 医療科学研究科委員会議事録（平成23年7月7日） 医療科学研究科委員会資料2（平成23年7月7日） 医療科学研究科委員会議事録（平成30年11月1日） 医療科学研究科委員会議事録（案）（令和元年9月12日） 薬学研究科委員会議事録（平成30年5月10日） 薬学研究科委員会（平成30年5月10日）議題4-1◎4年制博士課程自己点検評価 大学院運営委員会議事録（平成31年1月29日） 2019年度薬学研究科オープンキャンパスチラシ 薬学研究科委員会議事録（平成31年4月11日）		実地5-1 実地5-2 実地5-3 実地5-4 実地5-5 実地5-6 実地5-7 実地5-8 実地5-9 実地5-10 実地5-11 実地5-12 実地5-13
6 教員・教員組織	平成29年度 各学部・共通教育センターFD実績 180306_薬学部		実地6-1 実地6-2

	180307_看護学部 2017年度リハ学部FD1 2017年度リハ学部FD2 2017年度リハ学部FD3 180301_共通、リハ共催 2017看護学部FD委員会活動報告 H29年度リハ学部FD 自己点検・評価 平成31年度科研費助成事業に係る採択支援講習会及び公募要領説明会 2016-28学術講演会_実績 (H30第3回公正推進小委員会報告資料より) 20170301_教育支援室新体制打合せ会_記録 170405_全体連絡会記録 薬学部 審議資料2薬学部FD委員会規程案 (最終案) 平成30年度執行部による看護学部教員への前期ヒアリング (H300427) 回覧用 2019年9月 各研究科委員会議事録 看護学研究科委員会FD研修会企画書 (2019年度) 2019年FD案内 医療科学研究科 2019年9月 各教授会開催通知及び看護学研究科委員会議事録		実地6-3 実地6-4 実地6-5 実地6-6 実地6-7 実地6-8 実地6-9 実地6-10 実地6-11 実地6-12 実地6-13 実地6-14 実地6-15 実地6-16 実地6-17 実地6-18 実地6-19
7 学生支援	学生生活ハンドブック 2019 P7 学生支援方針 平成30年度 (前期) 看護学研究科時間割 平成30年度 (後期) 看護学研究科時間割 平成30年度薬学研究科 先端医薬学特論 I の時間割 2018医療科学研究科時間割 第27回大学院運営委員会議事録 (30年4月) 大学院生の通学手段 大学院生の駐車場一時利用申請書 保育園の一時利用 (社会人学生) 案内 (H27.7.21大学協議会資料) 近隣保育園との連携協定締結について		実地7-1 実地7-2 実地7-3 実地7-4 実地7-5 実地7-6 実地7-7 実地7-8 実地7-9
8 教育研究等環境	研究助成・顕彰制度による優秀研究者表彰 H29研究助成制度審査ガイドライン 2017年度報告書 (研究助成) H30医療大学研究助成制度審査ガイドライン 2018年度報告書 (研究助成) 研究助成報告書評価要領 兵庫医療大学学生チューター制度内規 (2019.5.20) 2018年度学生チューター出勤状況 (実績) 兵庫医療大学研究推進方針 兵庫医療大学キャンパス有効利用委員会規程 H220208		実地8-1 実地8-2 実地8-3 実地8-4 実地8-5 実地8-6 実地8-7 実地8-8 実地8-9 実地8-10
9 社会連携・社会貢献	BP案内パンフレット リハBP修了証明書授与式後メモ 看護BP2016~2018授業評価		実地9-1 実地9-2 実地9-3
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	兵庫医療大学学部長選考規程 兵庫医療大学共通教育センター長選考規程 兵庫医療大学大学院研究科長選考規程 学則第13条第4項及び第14条第4項に規定する学長裁定事項 (27.4.1) 兵庫医療大学教育支援室規程 (2019.4.1改正) 兵庫医療大学 第1回高大接続教育プログラム 2019年度監事監査計画 学校法人兵庫医科大学事務組織規程 (2019.9.3改正) 学校法人兵庫医科大学規程集 (学内ネットワーク) 【閲覧】		実地10-1-1 実地10-1-2 実地10-1-3 実地10-1-4 実地10-1-5 実地10-1-6 実地10-1-7 実地10-1-8 実地調査
その他	① 基準3~9の点検・評価を行っている部局委員会又は各種委員会の一覧表 ②-1 学生委員会の現状と課題 (2019年度第1回学生委員会議事要旨) ②-2 平成25年度からの教育委員会検討課題 (2019年度各学部等からの要望事項) ②-3 (参考) 学校法人兵庫医科大学事業計画 (重点施策) ④ 各学部の進級要件がわかる資料		